

## 平成26年第9回岐阜市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成26年7月30日(水曜日)午後2時10分

2 場 所 中央青少年会館 研修室1

3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、足立委員、  
早川教育長

4 説明のために出席した事務局の職員

若山事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、  
川治学校教育審議監兼学校指導課長、丸山教育施設課長、  
豊吉岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、  
内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、  
杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、菅沼市民体育課長、  
井上学校指導課主幹兼指導係長、遠藤学校指導課主査、平川学校指導課主査、  
熊澤学校指導課副主査、棚橋学校指導課副主査、那須学校指導課主任、  
土田学校指導課教育研究所副主査、長谷川教育政策課政策係長

5 職務のために出席した事務局の職員

久保田教育政策課主幹、後藤教育政策課副主査、真野教育政策課主任  
波賀野教育政策課主任主事、森教育政策課主事

6 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 議事

※(1) 第42号議案 平成27年度岐阜市立小中学校の教科用図書の採択について  
(学校指導課)

※(2) 第43号議案 平成27年度岐阜市立岐阜特別支援学校の教科用図書の採択に  
ついて(学校指導課)

※(3) 報第18号 岐阜市学校職員の人事について(学校指導課)

※(4) 第44号議案 平成27年度岐阜商業高等学校の教科用図書の採択について  
(岐阜商業高等学校)

- ※(5) 報第19号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について(学校保健課)
- ※(6) 第45号議案 岐阜市教育委員会非常勤嘱託職員の任免について  
(教育政策課、青少年教育課)
- ※(7) 第46号議案 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について  
(教育政策課ほか3課)
- ※(8) 報第20号 岐阜市立学校運営協議会委員の任免について(学校指導課)
- ※(9) 第47号議案 岐阜市立学校運営協議会委員の任免について(学校指導課)
- (10) 第48号議案 岐阜市立図書館設置条例等の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について(図書館)
- (11) 第49号議案 岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に関する教育委員会の意見について(青少年教育課)

## 第5 諸般の報告

- (1) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について(学校指導課)
- (2) 歴史博物館 企画展「鶉飼」(歴史博物館)

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後2時10分開会開議

**○後藤委員長** 定刻になりましたので、只今より平成26年第9回教育委員会定例会を開会します。本日は、6人の委員が全員出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いいたします。

それでは、お手元にございます議事日程をご覧ください。会議につきましては、会議規則により、原則「諸般の報告」、「議事」の順に行うこととされておりますが、教科用図書採択審議を冒頭で行うため、本日は、「議事」、「諸般の報告」の順に行うことといたします。また、本日は、議事のうち議案が8件、承認を要する報告が3件、諸般の報告が2件ございます。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されておりますが、このとおり扱うことにご異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**後藤委員長** では、日程第4の議事に入りたいと思います。はじめに、秘密会形式で審議を行います。

(削除)

○**後藤委員長** ここから、公開となる部分について審議を行いますが、傍聴希望者はいらっしゃらないということですので、引き続き進めてまいります。

議事日程第4の議事のうち、第48号議案及び第49号議案について事務局は説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 議事日程が表紙に記載されている資料をご覧ください。

1ページは、第48号議案、岐阜市立図書館設置条例の一部改正です。ポイントを絞ってご説明申し上げます。2ページ中ほどをご覧ください。図書館協議会の設置を規定します。これまで図書館の運営に関しましては、主に新図書館のあり方について検討する図書館機能等検討委員会を設置し、有識者の方からご意見をいただいております。一方、図書館法に図書館協議会の規定がありますが、設置は任意でありました。新図書館開設にあたり、図書館の運営について、図書館長の諮問機関として有識者の方からご意見をいただき改善を図ることを目的としております。

続きまして、3ページの中ほどをご覧ください。現在の図書館は八ツ寺町に本館がありますが、メディアコスモス開設とともに中央図書館を司町に設置するというございます。

施行日につきましては、4ページに記載されておりますように、1、2ページに記載があるものにつきましては、来年4月1日、3、4ページに記載があるものにつきましては、メディアコスモスの開設に合わせて規則で定める日としており、来年の夏頃を予定しております。

7ページに移りまして、第49号議案、岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてです。放課後児童健全育成事業は、岐阜市教育委員会において留守家庭児童会という名称で事業を行っております。子ども・子育て支援法制定に合わせ、児童福祉法の改正がなされ、その中で、放課後児童健全育成事業の設備・運営について市町村で最低基準を条例で定めることとされましたので、条例を制定するものであります。

法改正のポイントをご説明申し上げます。放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこともできますし、民間事業者が市町村に届け出ることができる制度であり、それは今後も変

わりませんが、今回、事業の実施にあたり、市町村で事業の設備や運営に関する最低基準を定めることとされました。このほか、市町村長は、民間事業者に対する立入りや、改善を要する事項があった場合の改善措置命令、事業継続に支障があると判断した場合の事業の制限や停止命令ができることとなりました。新制度は、消費税が10%になる際の財源を当てにして施行されることとなります。条例の施行日もそれに合わせ、子ども・子育て支援法の施行の日としております。

最低基準の中身につきましては、7ページから12ページにかけて記載されております。これは、事業の所轄庁である厚生労働省が省令で基準を示しており、地方の事情に応じてその基準を参酌して定めることとされております。詳細につきましてはポイントを絞って説明いたします。

8ページ一番下から9ページにかけて、第10条が記載されております。第2項で、専用区画面積を、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上と定めております。岐阜市の留守家庭児童会につきましては、現在、児童1人につき1.98平方メートル以上としておりますが、ここでは、専用区画面積の最低基準として1.65平方メートルを記載しております。なお、これは民間事業者に対する基準にも適用されますので、事業を行うにあたっては1.65平方メートルの最低基準をクリアしていただくなくてはなりません。

同じく9ページの第11条第2項に、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする、とあります。ただし、そのうちの1人につきましては、補助員でも構わないとしており、支援員の資格については第3項に規定しております。

次ページに移りまして、第4項に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする、と記載されております。岐阜市の留守家庭児童会においては、30人プラス1割までとしております。

その他の基準におきましては、国の基準のとおり実施するとしておりますが、岐阜市において、現在放課後児童健全育成事業についての民間事業者からの届け出は、1事業と聞いております。この事業者につきましては、12ページ中段の附則第2項、第3項にありますように、経過措置として当分の間、専用区画面積の最低基準1.65平方メートル以上とすることなどを満たせば、1の支援の単位を構成する児童数を40人以下とする基準については、適用しないとしております。

なお、15ページに、パブリックコメントを実施した際にいただいたご意見と岐阜市の考え方が載っていますので、ご参照ください。以上です。

**○後藤委員長** ありがとうございます。では、只今説明のありました議事についてご質問、ご意見等ございませんか。

**○中島委員** 1事業者から届け出があると聞きましたが、どこの事業者なのか教えてください。

○**長谷川教育政策課政策係長** 忠節橋北に開設しているチャイルドハウスどれみで、子ども家庭課に届け出をしております。

○**杉山青少年教育課長** 早田校区にあります。

○**中島委員** チャイルドハウスどれみさんだけでしょうか。

○**杉山青少年教育課長** そうです。

○**中島委員** 届け出をしないで、放課後児童健全育成事業をしてはいけない、ということですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 届け出制を規定している改正児童福祉法も、現在の社会福祉法も、届け出をしなかった場合について罰則を規定していません。

○**中島委員** 来年4月からは届け出を出さないといけないということですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 改正児童福祉法では、市町村長に届け出て、事業を行うことができるかと規定されております。今回の改正では、市町村長に、民間事業者を指導監督する権限が与えられております。例えば、基準を維持するため、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができるとか、基準に適合しないと認められるに至ったときは、事業者に対し、基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができるとか、事業者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができるといった規定です。こうした規定の適用を通じて、届け出を求めていくことになるのではないかと思います。届け出そのものについての規制は、改正児童福祉法の中には見当たりません。

○**中島委員** 届け出を出さなくても、民間事業としてやってもいいということですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 事業の実質が放課後児童健全育成事業ならば、届け出がないのに事業を行っている者を放置しては、事業の適正な実施が担保できませんので、これらの規定の運用を通じて最終的には事業の制限、停止を命ずることになると考えて

おります。実際に監督をするのは、福祉部の子ども家庭課です。

**○早川教育長** この基準に従わず、無認可、無許可でやっても構わないということになるのですか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 事業の実質が放課後児童健全育成事業ならば、岐阜市長の指導監督の対象となりますので、届け出をまず出すことが必要であり、基準を満たさず、改善がなされないままであれば、最終的には事業をやめていただくこととなります。

**○中島委員** やはり届け出が必要だということですね。

**○長谷川教育政策課政策係長** そうです。

**○早川教育長** これに則って事業を行おうとすれば、届け出は必要だけれども、そうでなければ構わないということにはならないのですか。例えば、近所の人たちが自主的に子どもたちを何人か集めて預かるというような事業がいくつかあったのではないのでしょうか。

**○長谷川教育政策課政策係長** それは児童福祉法に規定している他の事業に該当する可能性があるかどうかですね。放課後児童健全育成事業については、その実態を伴っているかどうかで判断するのだと思います。

**○早川教育長** 例えば、横浜市が無認可施設を活用して待機児童をゼロにしましたが、今回はこの規制の対象になるのでしょうか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 横浜市の待機児童の件は、就学前の保育ですので、別の規制によります。今回の事業は、小学1年生から6年生までが対象です。

**○中島委員** 民間事業者の中には、送迎をしているところがあります。現在届け出ている事業者も送迎しています。車で小学校まで迎えに行き、事業所に連れていきます。岐阜市では、そうしたことは行っていませんか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 行っていません。

**○中島委員** 子どもたちが通っている学校の留守家庭児童会に所属するということですね。送迎に関する文言が入っておりませんが、送迎に対する規制は何もないということ

でしょうか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 今回ここで定めるべきは、最低基準です。最低限規制しなければいけない事項を、ここに記載しております。送迎は、事業に付随するものと考えます。ただ、ここに記載されていない事項について、規制が出来ないということではありません。先ほど申し上げましたように、児童の処遇に不当な行為があった場合は事業の制限・停止を命ずるとありますので、送迎の制限・停止についても実質的に判断して措置できるのではないかと考えます。

**○中島委員** 最低基準とお聞きしましたが、放課後児童支援員の賃金に関しては、定められているのでしょうか。

**○長谷川教育政策課政策係長** それは労務政策ですので、ここでは規定しません。

**○中島委員** わかりました。

**○後藤委員長** ほか、よろしいでしょうか。第48号議案、第49号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。では、日程第5の諸般の報告(1)、(2)について、事務局は説明をお願いします。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定についてご説明いたします。要保護は、生活保護法の規定による要保護者、準要保護は、生活保護法の要保護に準ずる程度に困窮しているため、教育委員会が就学困難と認定したものとしております。

17ページをご覧ください。要保護・準保護児童生徒認定状況を見ますと、今年度の現在の状況は、小学生が要保護・準要保護合わせて2,553名、中学生が1,653名です。合わせて4,206名という状況であります。昨年度同期と比較しますと、少ない状況です。2学期以降も調査いたしますので、その時に増える可能性はあります。18ページにはその推移をグラフで表しております。

19ページでは、平成26年度準要保護児童生徒の審査状況を一覧にしてまとめたものがございます。一番右の欄をご覧ください。総申請者数を記載しておりますが、申請者全てが審査に通るわけではありません。申請者について、7月7日に就学援助の審査委員会を

行いました。所得基準による審査のうち、前年所得が生活扶助基準の1.3倍以上であるものの審査委員会により認定された者が小中学校合わせて17名、所得超で申請を却下された者が136名でございました。

○**後藤委員長** 前年所得が1.3倍未満ならば、無条件で認定されるということですね。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。20ページから22ページに各小学校で、23、24ページに各中学校で何人認定されているのかの内訳を記載しております。以上でございます。

○**小野木委員** 今年度は減少していますね。失業率が下がった分だけ減ったということでしょうか。アベノミクス効果でしょうか。

○**矢島委員** 貧困率は逆に上がっているというテレビ報道がありましたね。

○**後藤委員長** 18ページの認定状況を見ると、平成23年度が一番高く、今年度は期中ではありますが、少し減少していますね。

○**早川教育長** 要保護は増えていますね。

○**後藤委員長** 要保護は微増していますが、全体の割合としては減っています。

○**中島委員** 審査不能者が22名いらっしゃいますが、この方々には何も対応されていないのですか。

○**後藤委員長** 下に記載してあるように、所得を申告していないため、審査不能となったのではないのでしょうか。

○**中島委員** 申請したけれども、所得申告をしていないということですか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。所得を申告できないという状況であるため、そういう方々は審査不能といたします。

○**中島委員** 所得が基準を超えているから、申告をしなかったということですか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。



○中島委員 隠れた準要保護対象者がいらっしゃるのではないのでしょうか。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 学校側が対象となる子どもの状況をよく把握しております。教育委員会は、担任が家庭訪問などでつかんだ情報を基に学校と連絡を取り合って、対象となる子どもを何とか救えるように動いておりますので大丈夫です。

○中島委員 安心です。よろしくをお願いします。

○早川教育長 生活保護を受けている子どもは自動的に要保護に、前年所得が生活扶助基準の1.3倍未満の場合は準要保護に、ボーダーの場合は個別対応しているということです。対象となる子どもたちは、給食費や修学旅行費、宿泊研修費等の学校で必要となる経費について、それぞれ市から支給されるということです。したがって、その子どもたちの家庭が給食費を滞納することは、理論的には存在しないはずですが、実際には存在しています。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 そうです。その場合は、当然請求します。

○後藤委員長 学校側が預かる場合もありますね。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 はい、あります。

○足立委員 給食費として支給しているのに、滞納するのでしょうか。

○早川教育長 中にはそういう方がいらっしゃいます。

○足立委員 給食費として、本人に先にお渡ししなければいけないのですか。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 基本的には、まず本人にお渡ししなければなりません。給食費を天引きにして、残りをお渡しする等の方法も考えられなくはないのですが、実際には行っておりません。

○足立委員 給食費を払うことが出来るはずなのに、それが出来ていないということですね。

○中島委員 仰るとおりですね。

○**後藤委員長** 保護者の承諾を得ないと、給食費を天引きにすることは出来ません。出来るようにするため、承諾したという一筆をいただいています。払わない方の中には、サインをしない方が多く、大変困った状況であると思います。

○**矢島委員** 差し引くという行為は、相殺にあたりますので、同種の債権でなければ許されません。この場合は債権の種類が違いますので、相殺は自由には出来ません。

○**中島委員** 表の中で、数字が入っていないところについては、ゼロと考えてよろしいですか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** どこでしょうか。

○**中島委員** 生徒数の欄です。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。

○**後藤委員長** 華陽小学校は、以前からこんなに高かったのでしょうか。今、一番高いですね。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 各学校の比較は用意していません。

○**早川教育長** 全児童数に対する割合が25%を超えていますが、事務職加配が1人付くのではありませんか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。

○**後藤委員長** ほか、よろしいでしょうか。では、ないようですので報告(2)に移ります。よろしくをお願いします。

○**黒田歴史博物館長** 歴史博物館です。企画展「鶉飼」を催します。25ページをご覧ください。週刊誌にも掲載されておりましたが、柳原白蓮が、昭和30年代初め頃に岐阜に来て、長良川河畔で鶉飼を見て、その際に作った歌があり、その色紙が岐阜市の民家にありまして、その色紙を3点展示することになっております。チラシには間に合わず掲載できませんでしたが、会場にてご覧いただけますので、ぜひともお越しください。

○**小野木委員** どなたかとも一緒だったのでしょうか。

○**黒田歴史博物館長** おひとりでいらっしゃったようです。

○**小野木委員** 何歳頃ですか。

○**黒田歴史博物館長** 昭和32年以降ですから、晩年に近い頃だと思われま

○**後藤委員長** ほかにございませんか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 先ほどの留守家庭児童会について、修正、補足をさせて  
いただいてもよろしいでしょうか。

○**後藤委員長** お願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 改正児童福祉法に、市町村長の権限として、事業を行う  
者が、以下の3つのことをした場合、その者に対して、事業の制限・停止を命令できると  
いう規定があります。1つ目が、児童の処遇について不当な行為をした。2つ目が、事業  
に関して不当な営利を図った。3つ目が、児童福祉法と児童福祉法施行令に基づいてする  
処分に違反した。児童福祉法の中に、民間事業者に関する規定がいくつかあり、国、都  
道府県、市町村以外の者は、つまり、公以外の者は、厚労省令で定める事項を市町村に  
届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができるとあります。届け出ること事  
業を行うことができると言っていますので、届け出ないで事業を行っている状況は、法  
律に違反しているので、最初は届け出をするように行政指導を行うこととなりますが、  
最終的に届け出をしないまま事業を行っているのならば、法文の上では、事業の制限、  
停止が命令できるということになります。届け出を行う時は、厚労省令で定める事項と  
ありますので、この中にどういう施設設備や人員で事業を行うとか、どういう運営規程  
を設けるなどが当然書かれていると思います。しかし、そういう事項すら定められてい  
ないのであれば、指導監督を行うことが出来ませんので、最終的には、事業の制限、停  
止を命ずることができると思えます。

○**後藤委員長** ありがとうございます。ほかにございますか。ないようですので、次  
回の会議の日程の確認をします。次回の定例会は、8月12日火曜日、午後1時から、本巢  
市にあるLFC株式会社で行います。場所について、事務局から説明をお願いします。

○**真野教育政策課政策係主任** この会社について説明申し上げます。こちらの社長は、

井上武さんと仰る方で、岐阜市内のラブリークイーンという会社の会長でもいらっしゃいます。この方は、立志教育に力を入れておられ、NPO法人の立志教育支援プロジェクトの理事長として、岐阜県内を中心に、志授業を展開しており、この授業は、岐阜市の小中学校においても行われています。また、立志教育について考える研修会、講演会などを岐阜市内において校長会などを対象に行っています。

LFC株式会社は、社員とその家族を大切に、地域社会に貢献する会社を称える「日本で一番大切にしたい会社」大賞において、グランプリに次ぐ賞を受賞しています。社員研修の充実に力を入れている会社ですので、当日は、定例会後、社長の井上様からお話を伺い、社内見学、質疑応答、アンケートを予定しています。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

では、以上を持ちまして本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後6時15分閉議閉会